

**令和5年度認証保育所保育料負担軽減助成金のご案内**  
**(施設等利用給付認定を受けていない方)**

**認定を受けている方は3ページをご覧ください。**

東京都内の認証保育所に在園している児童の保護者を対象として、下記のとおり助成金を交付します。

### 1 助成金の交付対象者

次の全ての要件を満たしている方が対象となります。

- (1) 児童と保護者が、月の初日に墨田区に住民登録があること。
- (2) 月の初日に東京都認証保育所に在籍、かつ月120時間以上の月極契約をしていること。  
月48～119時間の月極契約である場合は、別途お問い合わせください。
- (3) 認証保育所に月極保育料を全納し、かつ認証保育所がそれを確認していること。
- (4) 他の認可保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設に在籍していないこと。  
毎月の契約時間・保育料の納付状況等は、在籍する認証保育所へ、区が直接確認します。

### 2 助成金額

次の【A】と【B】の差額から、1人あたりの月額助成金額を算出します。

- 1 1,000円未満の端数切り捨てです。差額が1,000円未満の場合は、助成金額は0円となります。
- 2 助成上限額があります。

#### 【A】認証保育所に支払っている月極保育料

- ・月の初日時点における月極保育料です。延長保育料、補食代、雑費は除きます。

#### 【B】助成対象となる児童が、認可保育施設に在園した場合の月額保育料(標準時間保育料)

- ・認可保育施設の月額保育料は、4月～8月分は令和4年度、9月～3月分は令和5年度区市町村民税の額をもとに算出します。(別表をご参照ください。)
- 上記により算出した月額保育料は、年度途中において変更しません。
- ・子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもは第1子、その下の子は第2子の保育料で算出します。その他の認可保育施設保育料の減額、減免制度は適用しません。
- ・区市町村民税の額が確定していない、又は確認をとることができない場合の認可保育施設の月額保育料は、別表に定める月額保育料の最高額(D23階層)となります。

区市町村民税の申告をしたかご不明の場合は、課税元区市町村の税務課等にご確認ください。

#### 【助成上限額一覧】

0～2歳 児クラス	第1子	40,000円	3～5歳児 クラス	第1子	40,000円
	第2子	54,000円		第2子	47,000円
	第3子以降	67,000円		第3子以降	57,000円

\*本助成金は東京都が実施している「認可外保育施設利用支援事業」を活用しています。今後、都の補助事業に変更等があった場合は、助成金額が変更になる場合があります。

### 3 助成金の交付

申請者の指定する口座に「助成対象月(在籍月数分)の助成金」を振り込みます。

交付決定通知は初回の交付予定時期の前に、交付額決定通知は各交付予定時期の前にお送りします。

(裏面に続きます)

助成金額が0円だった場合は、通知の送付はありません。

助成対象月	4月分～6月分	7月分～9月分	10月分～12月分	1月分～3月分
交付予定時期	8月下旬	11月下旬	2月下旬	5月下旬

申請書の提出の遅れ等がありますと、上記交付予定時期を過ぎての振り込みとなる場合があります。また、年度末（令和6年3月29日）を過ぎての申請はできません。

### 別表：認可保育施設保育料徴収基準額表 <令和5年度>

階層	区民税等の条件	保育料(月額)					
		0～2歳児		3歳児		4、5歳児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護世帯・里親世帯等	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)	0	0	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ	3,700	1,850	0	0	0	0
D1	区民税所得割 5,000円未満	4,000	2,000	0	0	0	0
D2	5,000～10,000円未満	4,800	2,400	0	0	0	0
D3	10,000～23,200円未満	9,400	4,700	0	0	0	0
D4	23,200～36,400円未満	11,400	5,700	0	0	0	0
D5	36,400～48,600円未満	12,700	6,350	0	0	0	0
D6	48,600～72,800円未満	19,900	9,950	0	0	0	0
D7	72,800～97,000円未満	24,300	12,150	0	0	0	0
D8	97,000～115,000円未満	27,700	13,850	0	0	0	0
D9	115,000～133,000円未満	30,200	15,100	0	0	0	0
D10	133,000～151,000円未満	32,500	16,250	0	0	0	0
D11	151,000～169,000円未満	34,900	17,450	0	0	0	0
D12	169,000～185,500円未満	37,900	18,950	0	0	0	0
D13	185,500～202,000円未満	40,000	20,000	0	0		
D14	202,000～218,500円未満	41,800	20,900	0	0	0	0
D15	218,500～235,000円未満	43,900	21,950	0	0		
D16	235,000～251,500円未満	46,600	23,300	0	0	0	0
D17	251,500～268,000円未満	48,400	24,200				
D18	268,000～284,500円未満	50,000	25,000	0	0	0	0
D19	284,500～301,000円未満	51,800	25,900				
D20	301,000～349,000円未満	56,800	28,400	0	0	0	0
D21	349,000～397,000円未満	63,400	31,700				
D22	397,000～443,600円未満	69,200	34,600				
D23	443,600円以上	73,800	36,900				

- ・各年齢は、クラス年齢です。
- ・4～8月分の保育料は令和4年度区市町村民税、9～3月分の保育料は令和5年度区市町村民税をもとに計算されます。
- ・区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は適用されません。
- ・子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもは第1子の保育料、その下の子どもは第2子の保育料が適用され、第3子以降の保育料は無償となります。なお、本算定は、東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の補助金を使用して行うものです。都の補助金が終了となる場合は、本算定は終了となり、その後は、子どもの数え方を就学前の範囲内として本表を適用する予定です。

**令和5年度認証保育所保育料負担軽減助成金のご案内**  
**(施設等利用給付認定を受けている方)**

東京都内の認証保育所に在園している児童の保護者を対象として、下記のとおり助成金を交付いたします。

**1 助成金の交付対象者**

次の全ての要件を満たしている方が対象となります。

- (1) 児童と保護者が、月の初日に墨田区に住民登録があること。
- (2) 月の初日に東京都内の認証保育所に在籍、かつ月120時間以上の月極契約をしていること。  
月48～119時間の月極契約である場合は、別途お問い合わせください。
- (3) 認証保育所に月極保育料を全納し、かつ認証保育所がそれを確認していること。
- (4) 保育の必要性の認定【施設等利用給付2号または3号認定】を受けていること。
- (5) 他の認可保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設に在籍していないこと。  
毎月の契約時間・保育料の納付状況等は、在籍する認証保育所へ、区が直接確認します。

**2 助成金額**

**【令和5年度助成上限額一覧】**

0～2歳 児クラス	第1子	42,000円	3～5歳児 クラス	第1子	40,000円
	第2子	54,000円		第2子	47,000円
	第3子以降	67,000円		第3子以降	57,000円

- ・子どもが2人以上いる場合は、最年長の子どもは第1子、その下の子どもは第2子となります。
- ・0～2歳児の助成上限額には、幼児教育・保育の無償化補助額42,000円を含みます。
- ・3～5歳児の助成上限額には、幼児教育・保育の無償化補助額37,000円を含みます。
- ・月の初日における、認証保育所の月極保育料(1,000円未満の端数切捨て)が上限となります。  
ただし、延長保育料、補食代、雑費等は除きます。

本助成金は東京都が実施している「認可外保育施設利用支援事業」を活用しています。今後、都の補助事業に変更等があった場合は、助成金額等が変更になる場合があります。

**3 助成金の交付**

年4回、3か月ごとに申請者の指定する口座に「助成対象月(在籍月数分)の助成金」を振り込みます。  
交付決定通知は、各交付予定時期の前にお送りします。

助成対象月	交付予定時期
4月分～6月分	8月下旬
7月分～9月分	11月下旬
10月分～12月分	2月下旬
1月分～3月分	5月下旬

申請書の提出の遅れ等がありますと、上記交付予定時期を過ぎての振り込みとなる場合があります。  
また、年度末(令和6年3月29日)を過ぎての申請はできません。